

身延町スポーツ協会会則

(名称)

第1条 本会は、身延町スポーツ協会と称する。

(事務局)

第2条 事務局を身延町教育委員会内に置く。

(組織)

第3条 本会は、身延町の全住民をもって組織する。

(支部)

第4条 本会に下部支部、中富支部、身延支部を置くことができる。

(目的)

第5条 本会は、地域住民のスポーツを健全に発展させ、スポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツを指導奨励し且つこれに関する各種行事を実施すること。
- (2) 町内各団体のスポーツに関する行事に協力し且つ連絡指導すること。
- (3) 町民のスポーツ振興に関する調査、研究。
- (4) スポーツ指導者の養成に関すること。
- (5) 県スポーツ協会の実施する諸策の協力に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

(部)

第7条 本会に次の部をおく。

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 野球部 | (17) ターゲットバードゴルフ部 |
| (2) ソフトボール部 | (18) 射撃部 |
| (3) バレーボール部 | (19) スキー部 |
| (4) ソフトバレーボール部 | (20) サッカー部 |
| (5) 弓道部 | (21) カヌー部 |
| (6) 柔道部 | (22) フォークダンス部 |
| (7) 空手道部 | (23) 陸上部 |
| (8) 剣道部 | (24) バスケットボール部 |
| (9) なぎなた部 | (25) 山岳部 |
| (10) テニス部 | (26) 綱引部 |
| (11) ソフトテニス部 | (27) ペタンク部 |
| (12) 卓球部 | (28) 水泳部 |
| (13) バドミントン部 | (29) 太極拳部 |
| (14) ゴルフ部 | (30) スポーツ少年団 |
| (15) ゲートボール部 | (31) パークゴルフ部 |
| (16) グラウンドゴルフ部 | (32) フットサル部 |

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 名誉会長(町長) | 1名 |
| (2) 会長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 若干名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

2.支部に次の役員をおくことができる。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 若干名 |

- 3.各部に 部長 1名をおく。
- 4.本会に 顧問 をおくことができる。

(役員を選出)

- 第9条 会長、副会長及び監事は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- 2.理事は、各支部長・各専門部の部長の他、スポーツ推進委員会正副会長とする。

(役員職務)

- 第10条 役員職務は次のとおりとする。
- (1) 顧問は、会の諮問に応じ助言を与える。
 - (2) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
 - (3) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはあらかじめ定めた順序によりその任務を代理する。
 - (4) 理事は、理事会を構成し本会の運営に必要な事項を審議する。
 - (5) 部長は、当該各部の運営に充たる。
 - (6) 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

- 第11条 役員任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。
- 2.補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第12条 本会の会議は、総会と役員会及び理事会とする。
- (1) 定例総会は毎年4月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
 - (2) 役員会は正副会長をもって組織し、必要に応じて支部長を含め開催する。
 - (3) 理事会は必要に応じて開催し、会議は会長が招集し会議の議長となる。
- 2.総会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 会則について
 - (2) 事業計画について
 - (3) 予算・決算について
 - (4) 役員について
 - (5) その他必要な事項について
- 3.役員会は、運営上必要な事項について審議決定する。
- 4.理事会は、総会での審議事項その他必要事項について審議決定する。

(会計)

- 第13条 本会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。
- (1) 各支部は、必要に応じて部費を徴収することができる。
- 2.本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は、平成17年4月1日より施行する。

平成19年 4月20日 一部改正
平成21年 4月27日 一部改正
平成24年 4月27日 一部改正
平成25年 4月30日 一部改正
平成26年 4月30日 一部改正
令和 2年 4月 1日 一部改正
令和 4年 5月16日 一部改正
令和 4年 12月9日 一部改正